

第4節　返還に向けての香港の政治動向——民主派を中心として——

現段階において香港は華南経済圏発展の重要な牽引力となつてゐる。華南経済圏発展の持続のためには香港の政治的安定が不可欠であることは衆目の一致するところであろう。しかし、メディアでは華南経済圏の発展持続にとっておよそ好ましくない香港崩壊のシナリオが流布してゐる。一九九七年六月三十日に新界の九九年租借を取り決めた「新界租借条約」は期間満了となり、翌七月一日より香港の主権は英國から中華人民共和国へと移行する。これにともない、ボートピープルならぬヨットピープル（香港人の所得水準の高さを反映）が香港から一齊に海外に流出する「難民流出説」や、香港特別行政区に駐留する人民解放軍による天安門事件の再現などがそれである。八九年の天安門事件でテレビのニュースは天安門広場に突入する戦車の生々しい画像を世界に伝えた。あの流血の惨事の記憶と中国の人治（個人の権威が法律に優越する）の伝統の前に、香港崩壊のシナリオを完全に否定してしまうことはむずかしい。

しかし、香港の将来のシナリオは、それほど劇的な転換を遂げない。中国との統合までに香港は十三年に及ぶ準備期間を与えられた。八九年から九一年にかけての世界情勢は、東西ドイツの統一にみられるように、正に激動と表現すべきものであつた。この急激な変化と比べれば、香港の将来のシナリオは中英両国によつて管理されたものであり、第一の当事者である香港住民にも変化に対応する時

間が与えられている。「一寸先は闇」の現代国際社会において十三年も前から将来予測が可能であった香港の事例は珍しい。

このような状況の下で、香港では八〇年代初めより民主化が始動した。民主化の舞台となつたのは香港の政治制度改革である。香港の民主化のリーダーとしては、李柱銘（立法局議員、弁護士）が著名である。しかし、忘れてはならないのが、民主化を積極的に支持した新興の政治団体である。これらの団体は八〇年代初めより誕生した。その担い手は、香港生まれの戦後世代の知識人が中心である。

民主派の政治団体（以下、民主派と記す）は香港政治の新しい行動主体である。従来、香港政治に関与した者は、英國もしくは中国の支持を背景としていた。これに対して、民主派は香港住民の支持の上に立脚して、香港の民意を代表することを目指している。彼らの目標は返還後の香港において「港人治港」（香港人が香港を治めるの意）を実現し、中英共同声明に記載された高度の自治を実現させることである。日本でも新聞が報道したように、九一年九月の立法局の史上初の直接選挙は民主派の圧勝であった。返還をして、このような政治勢力が現われたことは、「一國家二制度」の成否を考えるうえで注目すべきである。

以上をふまえて、本節は民主派に注目して返還に向けての香港の政治状況を考察する。まず、議論の前提として民主派に政治参加の場を与えた香港の政治制度改革を説明する。次に、民主派が誕生した社会的背景を考察する。筆者は六〇年代末より始まつた「香港人意識」の形成を重視している。その上で、民主派の台頭をとりあげ、選挙結果の考察から香港人の民主派への支持状況を考えてみる。一体、東アジアの一隅で英領植民地・香港は中国への復帰に向かっていかなる道を歩みつつあるのであ

ろうか。

1 前途問題の浮上と政治制度改革

戦後の植民地独立・自治権付与の潮流にもかかわらず、英領植民地・香港では従来、住民の政治参加は厳しく制限されていた。香港政治のトップに立つのが、英國女王に任命された香港総督(Governor)である。総督は香港の立法・行政・財政の各方面における唯一の権威である。香港は「選挙なき行政国家」と呼ばれるように、総督の権力をチェックする政党はなく、普通選挙によって選出された代議士による議会制民主主義は確立されていなかつた。香港の政治中枢は総督と、日本の国会に相当する立法局(Legislative Council)と、内閣に相当する行政局(Executive Council)によつて構成される。しかし、両局は総督の諮問機関にとどまり、その議員は基本的には総督の任命による委任議員であつた。唯一官職の公選が行なわれていたのが市政局(Urban Council)であり、同局は市街地の公衆衛生と文化行政を担当する。一方、実務を担当する官僚機構ではエリート主義が貫かれ、高い行政効率をあげた。各種部門にはさまざまな諮問委員会が設置され、委員には民間の有力者が任命された。その目的は委員を通じて香港住民の民意の吸収をはかり、行政的対応によつて不満を緩和することにあつた。このため、非民主的な政治制度であつたにもかかわらず、戦後の香港は政治的には安定していた。このような従来の体制は、香港の返還問題の浮上を契機に挑戦を受ける。

日本軍による軍政期（一九四一～四五）を経て、戦後、香港は英領植民地として再出発したが、四年の中華人民共和国の成立は、英領植民地としての香港の存在を基本的にはきわめて不安定なものとした。しかし、「機が熟したときに解決する」という現状維持政策をとつた中国は、積極的な香港回収にはのりださなかつた。香港の返還問題、即ち「九七年問題」が浮上するのは七〇年代末のことである。

七〇年代末、中国で文革が終わり開放政策が始まると、香港側は財界人を中心として香港の将来に対する中国の意向を聞き出すために北京との接触を求めた。香港側の関心は新しい対中関係の在り方と、新界租借条約の期限満了後の香港の地位にあつた。九七年以後の香港の将来を確定しなければ、将来に対する不安は徐々に香港経済の活力を損なう。例えば、土地問題がその例である。中国との租借条約に縛られる新界（一八九八年の北京協約で英國が九十九年間租借）の場合、香港の土地の所有権は英國皇室にある。政庁はこの土地を開発し、土地の使用権のみを期限つき私有権の付与の形で借地者に与えてきた。新界の場合、九七年までの期間が一年短くなれば、土地使用者に対する新規リースは一年短くなる。また、不動産抵当金融は十五年が普通である。八二年七月以降、現実問題としてその契約が租借期限にいくこむことになる。

このような背景のもとで、八二年九月のサッチャー英首相の訪中により香港の将来をめぐる中英交渉の幕が開けられた。交渉は一時難航するが、自身の近代化政策に貢献しうる形での香港回収を望んだ中国側は大胆な譲歩を示した。廖承志・全国人民代表大会委員長は「主権回復」「設立特区（九七年以降、香港が特別行政区となること）」「港人治港（香港人が香港を治めること）」「制度不变」「繁榮保持」の「二十

字方針」を打ち出し、「一國家二制度」という柔軟な統合方式を提起した。「一國家二制度」は一つの国の中で社会主義制度と資本主義制度という異なった二つの体制を維持・機能させていくという斬新な試みであり、中英共同声明（八四年十二月）で同方式による香港の祖国復帰が決められた。即ち九七年七月一日をもって中国は香港の主権を回復し、香港は特別行政区として、その後の五十年間は外交と防衛を除く高度の自治権を享受し現行の資本主義制度を維持することが予定されている。

「二制度」について中国側は西側諸国との外交関係と同じく「政経分離・内政不干渉」の原則を貫き、経済制度に限定して処理することを望む。しかしながら、外交関係と異なり、政治制度と経済制度を完全に分離することは困難である。中英共同声明にも規定された高度の自治を制限することは香港の民心を動搖させ、明らかに香港経済にも影響が及ぶ。また、香港の混乱は台湾の懷疑を深め、「一國家二制度」方式による中国主導の中台統合を困難する。したがつて、中国側にも香港において民主化を一定程度容認せざるえない可能性があつた。このような状況を読み取り、八〇年代初めより、香港社会の一部では従来の政治的停滞を打破しようとする動きがみられる。即ち、香港生まれの戦後世代が知識人を中心に続々と政治団体を結成するのである。「政治砂漠」と呼ばれた香港では画期的な現象であった。

それでは「選挙なき行政国家」香港はいかにして、非民主的な植民地的政治制度からの脱皮をはかったのであろうか。その舞台となつたのが香港政府主導の一連の政治制度改革であつた。もつとも、政府は六七年の香港暴動以後、植民地的政治制度からの脱皮を意識している。七〇年代には中国語の公用語化（七一年）が実施され、公務員の現地化が推進された。これは、香港暴動が政府の民意吸収の

失敗に起因するとの反省に基づいたものであり、政庁と住民との摩擦緩和の意図があつた。植民地的政治制度からの脱皮が本格化するのは、七九年三月のマクレホース総督(Sir Murray MacLehose)の中止公式訪問以降であつた。この時、鄧小平から香港側に対し香港返還を求める明確な意思表示があつた。香港からの撤退を覚悟した英國は九七年以後も親英勢力を温存すべく、住民の政治参加増大を通じて香港人政治エリートの養成システムの構築に着手したのである。

住民の政治参加の拡大は地方行政制度の唐突な導入から始まつた。七九年十月、政庁は地方行政の実験として九龍地区の觀塘に地区管理委員会を設置し、翌八〇年六月には実験が成功であつたとする「地方行政モデル緑書」(緑書は政策試案。緑書に対する香港住民の意見を聴取した後、政庁は政策を決定して白書として発表する)を発表した。⁽¹⁾ここで提起されたのが区議会(District Board)制度である。この制度は香港の政治に初めて「地方行政」の概念を持ち込んだ。同緑書によれば、「中央行政」は返還問題や政治制度改革などの全域的性格をもつ問題を扱う。行政局と立法局がこれを所管する。これに対して「地方行政」は、環境改善やコミュニティー整備、交通問題など生活に密着した地域に限定的な問題を扱う。

翌八一年一月には緑書を踏襲した「地方行政白書」が発表され、香港住民の政治参加が大幅に緩和された。⁽²⁾これを受けて全香港には一八の議会が設置され(八五年より一九議会に増加)、議員の三分の一(八五年からは三分の二)に関しては香港初の普通選挙による選出が提起された。各区議会には五から一〇の選挙区が置かれ、一人区と二人区の選挙区が混在する。⁽³⁾選挙資格も「二十一歳以上の香港永住者(permanent resident)」もしくは七年以上香港に居住した者」と一挙に簡略化された。⁽⁴⁾かくて、政庁主導の「上

からの民主化」が始まるのである。

地方行政レベルから始まつた香港の政治制度改革の波は、しだいに中央行政レベルの立法局へと波及した。立法局は従来、総督に任命される委任議員と、行政長官(Chief Secretary)や財政長官(Financial Secretary)のような官職議員(自動的に議員となる政府の高級官僚)から構成されていていた。これに對して八四年七月の「政治制度改革綠書」は、立法局の一部に間接選挙を導入することを提起し、八五年九月には間接選挙ながら初の「立法局民選議員」が誕生した。⁽⁵⁾ 間接選挙は選挙団(Electoral college)別選挙と職業団体(Functional constituencies)別選挙に分けて実施され、それぞれ一二名の議員を選出した。選挙団別選挙の有権者は、区議会と市政局、区域市政局の全議員である。職業団体別選挙は商業、工業、金融、労働、社会福祉、医学、法律、教育および建築の各界のあらかじめ指定された職業団体で行なわれた。有権者は職業団体によつて異なり、法人会員である場合と個人会員である場合がある。

さらに、八八年二月の「代議制の今後の発展」と題された「政治制度改革白書」では、九一年には立法局に直接選挙を導入し一〇議席を直選選出議席とする決定した。⁽⁶⁾ ただし、直接選挙の導入時期については新興政治団体を中心とする民主派が「八八年導入」を強固に主張していた。なぜなら、民主派は直接選挙選出の立法局議員を香港の正統な民意代表として「香港特別行政区基本法」(中国復帰後の香港の憲法)の起草作業に参加させるという意図があった。九一年導入の政府の決定は、民主化の急速な進展に懸念を表明した中國側の意向を配慮したものであつた。これは同時に「八八年直選」を主張する民主派を失望させた。

八九年六月の天安門事件は香港にとつて大きな衝撃であつた。改めて中国と香港の社会的政治的隔

たりの大きさを認識させ、従来は政治制度改革に消極的であった香港の保守層や商工界のなかにも民主化支持の動きが発生した。香港全域に民主化的加速を求める声が広がるなか、九〇年三月に香港政府は直接選挙による選出議席を一八議席に増やすことを決定したのである⁽¹⁾。

なお、職業団体別選挙については、八八年選挙では会計界と衛生界が新たに加わり、二議席増の計一四議席となつた。九一年選挙ではさらに七議席増えて、全部で二二議席になつた。その内訳は、新たに金融サービス、旅行、不動産、郷議局、市政局、区域市政局の六界が加わり、従来一議席であった建築界が二議席となつた。九一年選挙からは選挙団別選挙が取り消された市政局と区域市政局からの代表選出選挙は八八年選挙まで選挙団別選挙に分類されたが、九一年選挙から職業団体別選挙に分類されることになつた。このため、両局の二議席は職業団体からの選出議席として数えられるようになった。

以上の一連の改革を受けて香港住民の政治参加の機会は拡大した。香港生まれの戦後世代の政治団体のうち、結成が最も早かつたのは匯点(Meeting Point)である。つづいて、八四年に太平山学会(Hong Kong Affairs Society)、八六年に民主民生協進会 (Association for Democracy and People's Livelihood) が結成され、民主派の三団体が出揃う。三団体を通じて、戦後世代の選挙参加は八八年の区議会選挙より本格化する。三団体はいずれも八二年の第一回区議会選挙以後に結成された。しかも三団体はいずれも「港人治港」の実現を目指としてかかげている。これらを考え合わせると、民主派の政治団体の結成は香港政局主導の政治制度改革ではなく、「港人治港」の提起が契機となつたとみるべきである。

2 「香港人意識」の形成

新興の政治団体の存在は、旧来の香港住民像からすればやや奇異にみえる。香港住民、とりわけ中國系住民といえば、「金錢第一主義」の掛け声のもとにすさまじいバイタリティーで他者を圧倒しつつ金儲けに邁進するというのがメディアの描いた一般像であろう。確かに、三条約（南京条約・北京条約・新界租借条約）を経て形成された香港は、その誕生の時点から、格好の出稼ぎの場として近隣の農村から単身の若年男性労働力を吸収しつづけた。しかし、香港は彼らが富を蓄積して、故郷に帰るまでの仮の宿でありつづけた。香港を「家」とする意識のない以上、仮の宿の政治体制への関心は薄くなる。また、英國の香港統治は香港に流入する中国人の政治参加を認めず、彼らが香港に対して帰属意識を育てる環境を提供しなかつた。戦後社会においてもこの傾向は続く。香港の不安定な将来を嫌つての海外移民が香港特有の現象として現われる。香港は相変わらず仮の宿であり、海外移民のための通過点であつた。

それでは、香港社会のいかなる変化が民主派の政治団体の誕生を可能にしたのであろうか。それは一言で言えば、香港が戦後、一個のコミュニティとしての独自性を確立したことによる。台湾の場合と同じく、香港もまた同じ中国人社会でありながら、大陸とは政治的経済的側面のみならず、社会的文化的にも異なつたコミュニティとしての性格を強めつつある。換言すれば、戦後の香港社会で「香港人意識」が形成されてきたのである。

香港の大陸からの乖離

変化の契機となつたのは、戦後の冷戦構造のなかで中国との交流が制限されたことであつた。これにより、香港は独自の歴史的発展を遂げるようになつたのである。割譲後も南京条約の付帯条約により、香港と中国大陸との自由な往来は許可されていた。大英帝国の一部でありながら、香港は中国との紐帶を維持しつづけていた。ところが戦後の中国・香港関係はまったく性格を異にするものであつた。まず、人の流れについては、一九五〇年の入境管制条例によつて、香港と中国との自由往来が制限された。同条例は中国人に対して、一般外国人と同様に英國領事が発行する査証の取得を義務づけたものである。四九年以降も中国からの人口流入はとまらなかつた。大陸からの人口流入は香港社会にとつて大きな負担となつた。なぜならば、当時の香港には流入人口を住まわせるに十分な住宅もなく、糊口をしのぐに十分な雇用機会も産業もなかつた。しかも、戦後に香港へ流入した人々は、近隣農村からの出稼ぎ的性格の強かつた戦前の移民とは性格を異にした。戦後の流入者には中国共産党の革命から逃れてきた軍隊や警察、専門職の人々が多い。彼らは香港にとどまり生計を立てることを選んだ。

次いで、冷戦構造のなかで中国との物流も制限される。朝鮮戦争に義勇軍を派遣(五〇年十月)した中國に対しても、米国は中国封込め政策をとる。国連の対中国戦略物資禁輸措置(五一年五月)により、香港経済は中継貿易の重要な相手先である中国市场を失つた。対中輸出は五一年の一六億香港ドルから、五二年には五・二億香港ドルへと激減する。五五年以降は一億香港ドル台を推移して、六〇年代は一

億香港ドル台を割り込む⁽⁹⁾。そもそも、戦前の香港の主要な産業は商業・サービス業であり、製造業雇用者数は四七年の段階で四万七〇〇〇人であった。香港経済の根幹である中継貿易港としての機能が打撃を受けた以上、戦前の水準を超える人口を養うためには、香港経済は新たな発展の道を見いだす必要に迫られたのである。

むろん、台湾と大陸との交流が断絶状態であつたのに比べれば、香港と中国との交流は密であつた。香港・中国間は通信が可能であり、大陸の家族や親戚宛てに送金することや物資を送ることができた。旧正月や清明節（祖先の墓参りの日）には毎年、多くの香港住民が大陸に里帰りした。しかし、中国と香港の政治的な動きは分断された。例えば、戦前の香港の労働者は大陸と政治的には一体化していた。彼らは「海員スト」（一九二一年）や広州と香港のゼネスト（一九二五～二六年）でその名を歴史に刻んだ存在である。戦後の香港社会は新中国の国家建設に自らが参加する存在ではなく、中国とは異なる戦後史を歩む存在となつたのである。

中国との社会的差異の増大

戦後の経済発展は、さらに香港と中国との社会的差異を拡大する。前述のように新たな生存の道を迫られた香港が選択したのは、中継貿易港から加工貿易港への転換であつた。急速な工業化は労働集約的生産から始まつた。労働力については、大陸からの流入人口が安価な労働力の豊富な供給源となつた。工場経営は、共産党政権下での生活を嫌つて逃避してきた上海人資本家が担当した。さらに東南アジアから流入した華僑資本が香港の工業化に重要な資本を提供した。華僑資本の香港流入の原因

は、戦後、独立を達成した東南アジア諸国において、現地ナショナリズムが高揚して現地人優先主義を採用されたことにある。香港政府の統計によれば、香港の地場輸出は五九年の段階すでに再輸出を上回った。その後も香港経済は高成長を続け、香港は現在、アジア NIES の一員として韓国や台湾、シンガポールとともにその経済的繁栄を称賛されている。

一方、中国は戦後、西側諸国から孤立した状態で、独自の経済復興の道を歩んだ。しかし、周知のように、その歩みは政治の変動に左右されて順調な発展とはいがたい。このため、香港が急速に経済発展すると、香港と大陸との経済的格差を必然的に拡大していく。中国が開放政策を採用した七〇年代末には、両者の差は巨大なものとなっていた。中英共同声明が発表された八四年の時点で、五四〇万の人口しか有さない香港が一〇億の人口を有する大陸よりも貿易規模が大きく、その一人当たりの GNP は大陸の約二〇倍であった。戦前の中国で最も繁栄した都市は上海であつたが、戦後の経済発展によって香港は上海を抜きさり、中国大陆のいかなる都市よりも経済的繁栄を謳歌するにいたつた。香港住民の立場からすれば、香港は生活空間としての魅力を増大させることになる。

工業化の進展は同時に、香港社会に大陸とは異なる独自の文化基盤を形成する契機となつた。工业化社会は教育を受けた良質な労働力を必要とするが、香港においても学校教育の普及はめざましかつた。例えば、一九三一年に四三%であった非識字率は六一年のセンサスでは二三%に低下している⁽¹⁰⁾。学校教育の場で、香港の児童や学生は政治思想教育が重視された中国大陆とは異なる体験を積んでいく。経済的上昇の機会がより豊富であるという理由から、香港では多くの父兄が子弟に英文教育を受けさせることを希望した。また、香港社会では広東人が圧倒的多数を占めるため、学校でのクラスメ

ートとの会話は自然、広東語を中心としたものになつた。これは潮州・客家・上海などの各種方言に分化していた香港の言語状況が均質化する方向性を示すものであつた。⁽¹⁾大陸との関連で論ずれば、「普通話」を共通語とする大陸の言語状況とは異なる。言語状況の均質化をさらに促進したのが、政庁の建設した団地に異なる方言を話す集団が混住したことである。従来、中國人都市コミュニティでは出身地や方言を共通にする同郷のグループが複数併存していた。しかし、工業化社会の到来のなかで、香港では他の同郷グループとの接触が始まり、広東語に立脚した香港大衆文化形成の方向性が生まれるのである。⁽²⁾

土生土長世代の台頭と政治意識のめばえ

時間の経過とともに総人口に占める香港出生者の割合は増大していく。三一年にはわずか三一%にすぎなかつた香港出生者の割合は六一年には四八%、六五年には五四%となり、ついに過半数を超えた。⁽³⁾香港出生者にとって香港はもはや「仮の宿」ではなく正に自身の「家」であった。七〇年代は土生土長世代と呼ばれる香港生まれの香港育ちの戦後世代が、学生運動を通じて香港を「家」とする意識を社会に強くアピールした時代である。これらの世代は六〇年代末から急速に政治的な覚醒を遂げる。例えば、すでに香港暴動の直前の六七年三月には青年雑誌『盤古』が創刊されており、五四運動期の知識人にならつて文芸を社会科学や政治的諸課題と結びつけることを目指していた。同誌には学生運動のリーダーの幾人かが編集に関わっていた。

土生土長世代の主な思想の潮流には、香港の現状から出発して、香港社会の変革を志す意識と、中

国大陸に自身の民族的同一性を求める意識が併存していた。彼らの意識を考えるうえで重要なのは「中國語公用語化運動」と「釣魚台防衛運動」の二つの学生運動である。「中國語公用語化運動」は香港中文大学の学生自治会が提起する。「中國語ができるだけ早く公用語の一つとしなければならない」との主張は香港社会に広くアピールしたが、興味深いことに香港左派（親中国）は同運動に対し冷淡な態度であった⁽¹⁵⁾。香港左派は祖国たる中国による香港の解放に香港の社会矛盾の解決を求めた。中國語公用語化の要求は英國による植民地統治を容認する茶番としてとらえられた。この運動は土生土長世代が自らの生活の場所として香港を強く認識したがゆえのものであり、その社会改良主義的な要求も香港社会の矛盾に根ざすものであつた。同時に中国系市民にとつて民族固有の言語をとりあげた点において、この運動は民族主義的色彩をもつていた。

一方、七一年に入ると尖閣列島防衛要求と日本軍国主義批判のなかで「釣魚台防衛運動」が香港の学生を席巻した⁽¹⁶⁾。「釣魚台防衛運動」は大陸の山河や文化に対する郷愁の感性を中心置いて、中国大陆に自らのアイデンティティを求める傾向を顕在化させた。ただし、このアイデンティティは中国政府に対するものではなく、親中でも反共でもない不偏不党の立場からあるがままの中国を認識することを目指していた。この運動に参加したのは大陸との同一性を求める学生ばかりではなく、香港社会の変革を主張する学生もまた参加していた。

七二年の中国の国際社会復帰は、土生土長世代のこうした運動に転機をもたらした。これにともなつて、香港の学生の間で祖国訪問旅行が流行した。同時に不偏不党であった中国認識が文革を賛美する中国追随に走つていった。このため、従来併存していた二つの意識を先鋭化して、「國粹派」と「社

会派」に分岐して互いの対立を深めるようになる。「国粹派」は中国共産党との一体化を求める傾向が顕著になり、過剰な中国崇拜は一般の学生の素朴な民族主義的感性から遊離する。客観的な中国認識を欠いたため、彼らは四人組逮捕へと連なるその後の中国政治の激変に対処しきれず、「国粹派」の活動は終息する。一方、数のうえでは少数派に甘んじた「社会派」はトロツキズムや第四インターとの接近をはかった。しかし、理論面に関心の比重を移したため、彼らは香港の現実への立脚点を失う。トロツキズムとの接近が顕著になると、一般学生の「社会派」への支持は激減した。こうして、七〇年代半ばには両派の運動は終息したのである。

しかしながら、学生運動の政治的意味は少なくない。両派の思想的系譜はここで絶えたのではない。香港の返還問題に際して、「国粹派」の提起した中国認識の必要性はきわめて今日的な問題である。特別行政区への移行を前にして香港は植民地制度からの脱却をはかつてはいる。これは「社会派」の主張した香港の社会改革に直結する。また、学生運動参加者は、「国粹派」や「社会派」の別を問わず、香港においては政治的覚醒を成し遂げた先駆けであるが、彼らは香港の民主化の推進のために前述の民主派の政治団体に積極的に参加している。両派は「港人治港」の実現をめざして再び協力関係を築いており、七〇年代初期とよく似た情勢である。

なお、学生運動の参加者は香港大学や中文大学をはじめとする香港の高等教育機関に在籍する学生で、香港社会のエリート予備軍であった。彼らの卒業後の進路はその問題意識を反映している。研究者や福祉活動に従事するソーシャルワーカーの道を選択した者のはかに、親中国系新聞社をはじめとする左派系機構に就職した者や、対中ビジネスに身を投じた者がみられた。

大陸との接触増大

中国の対外開放政策の始動と前途問題浮上の中、香港への帰属意識は一般市民にも浸透していった。香港の前途問題の浮上は、香港と大陸との接触を増大させた。また、対外開放政策の進展は飛躍的に両者の交流を増大させた。香港は对中国中継貿易港としての機能を迅速に回復した。その結果、八八年には再輸出が地場輸出を抜き去った。同時に香港企業は労働力不足や賃金上昇などの労働コストの増大に対処するため、積極的に中国大陆へと進出していった。

このような状況の下で、香港住民と大陸中国人との接触は間接的にも直接的にも増大していく。新聞やテレビを通じて中国の最高指導層や香港新華社(事実上の在香港中国代表部)や香港マカオ弁公室の幹部の動向が伝えられ、彼らの談話が普通話の字幕つきで放送された。さらに、大陸に投資した香港商人は、日常的に大陸の幹部や従業員と接する。工場が深圳に移転したため、九広鉄道で境界を越えて通勤するOLもいる。また、香港の街角で買物や食事をする大陸幹部の姿をみかけることももはや珍しいものではなくなつた。香港に進出した中国系企業では大陸幹部と香港人の摩擦が発生している。⁽¹⁾ このほか、身近な旅行先として中国は香港住民の人気を集めた。祖先の故郷や観光地で独自の中国体験を積み重ねていくことになる。

しかしながら、交流の増大は必ずしも中国へのアイデンティティの傾斜を生み出さない。一般に第二次大戦後、新興独立国では民族間紛争が激化した。一因は、文化を異にするエスニックグループが国民統合の過程で強制的に接触させられたことであつた。文化の異なる集団が接触すると相手の予

期せぬ行動によつてしまは驚かされる。驚きの頻度の増大やその度合いによつて、集団間に文化摩擦や対立関係が生じるのである。シンガポールが中国旅行の制限を大幅に緩和した時、訪中したシンガポールの中国系の市民が味わつたのは幻滅以外の何物でもなかつた。彼らはシンガポールこそ我が祖国という感を強めて帰国している。⁽¹⁸⁾ 香港もその例外ではなかつた。大陸との直接的な接触は香港住民に大陸と香港との差異を認識させ、「中国人ではあるものの大陸人とは異なるわれわれ」という意識を生み出した。「港人治港」のスローガンに見られるように「港人（香港人）」ということばが香港社会に定着したのは、その象徴である。

ここで留意すべきは、この「香港人意識」が香港の独立を指向しないことである。この点で「台湾人意識」とは大きく異なる。「台湾人意識」は「台湾独立」と直結して表現される傾向が強い。外部の者にとって理解しにくいが、比喩的に言えば、そもそも下関条約（一八九五年）以来「国に捨てられた」台湾人とは対照的に、戦後、香港に流入した人々は自らが「国を捨てた」存在であり、一種独特な無国籍者の的な感性をもつていた。香港で政治参加が否定されていることを承知のうえで、人々は英領植民地へと流入したのである。しかも、香港の大連への依存度はきわめて高い。前述のように経済面における提携関係のみならず、食料や水などの生活物資までを香港は大陸に依存している。これに対し台灣は八〇年代に入つて中台の間接貿易が増大しているものの、大陸から經濟的に自立しており、香港とは条件を異にする。

「香港人意識」は、「香港人」が中国の主権下で自治を確立することを目指すとどまる。自身が中国とは別個の政府をもつことまでを指向しない。「香港人意識」は「香港人」が血統的に「中国人」で

あることを否定するものではないが、「香港人」が大陸の中国人とは異なる文化基盤をもつグループであることを強調している。両者が異なる文化基盤を有するという主張は、現在の香港の生活を維持するという香港人の「生活防衛」の発想から発生している。この背景として大陸と香港との社会的、経済的差異が存在していたのである。

3 民主派の台頭と香港人の選択

それでは、香港人意識を背景にした民主派の政治団体はどのように台頭してきたのであろうか。すでに述べたように、一九八〇年代の政治団体の結成は中国側の「港人治港」の提起が契機となつている。一方、返還問題の浮上は香港の思想状況に変化をもたらしていた。返還問題の浮上は、中国認識を強調する「国粹派」と香港の社会改革を指向する「社会派」の分裂を解消させた。香港の返還問題は両者にとって共通の重大な関心事である。香港が中国と今後命運をともにする以上、香港の現実への立脚を忘れた中国認識は無意味であるし、中国を視野に入れないと香港の社会改革は有効性をもたない。二大思想潮流が融合する状況のもとで、民主派政治団体は結成されていく。

民主派以外の政治団体の結成には二つのピークがある。一つは八〇年代半ばまでの時期であり、返還問題の指向性が確定した時期である。もう一つは天安門事件以降の時期であり、香港の民心が動搖した時期である。全般的に、第二のピークに結成された団体は第一のピークの団体より規模が大きく、

組織も整備されている。政策批評を主体とする「論政団体」にとどまらず、選挙戦を重視する「参政団体」としての性格が濃厚である。

民主派の政治団体結成の口火を切つたのが、八三年の「匯点」の結成である。匯点は「港人治港」を公式に支持した香港最初の団体である。八四年には「太平山学会」、八六年には中小の圧力団体が連合した「民主民生協進会」が成立した。三団体は「時代の挑戦」を受け止める者として自己を規定した。彼らは香港の将来について活発な言論活動を開拓し、香港政府に対しても中国政府に対しても批判精神を保持した。また、区議会選挙や市政局選挙に候補者を擁立し、政治参加の場を積極的に利用した。なかでも、匯点と民主民生協進会が民生の改善を重視する姿勢を強く打ち出し、選挙戦では「草の根の民意代表」であることを有権者にアピールした。候補者の構成を見ても、両団体はソーシャルワーカーが多い。彼らの多くは政府の公団アパート地区で地域コミュニティ改善活動に従事しており、草の根層との接触が多い。これに対して、太平山学会の候補者には弁護士や医師が多く、知識人による政治批評団体的色彩が強い。⁽¹⁹⁾

三団体の選挙結果は、普通選挙が導入されていった区議会選挙と市政局選挙において順調であった。最も順調に三団体が勢力を浸透させたのが区議会選挙である。八八年選挙を境に新興の三団体は、伝統の二団体に替わる勢力として区議会での優位を確立する。一方、市政局選挙では現職議員が基本的に優位を確保していた。新規参入者である三団体は、伝統の二団体に対する優位をなかなか確立できない。八九年選挙においても両者の勢力は拮抗している。また、立法局選挙への勢力浸透も困難であった。三団体出身の区議会議員は選挙団別選挙に立候補したが、八五年選挙・八八年選挙ともに当選

者はいない。ただし、職業団体別選挙では後述する香港民主同盟と民主促進会のメンバーが議席を獲得している。⁽²⁰⁾

しかし、返還にいたる過渡期の進展のなかで、香港の民主化に対する中国側の牽制は徐々に強まつた。中国側は、政治団体の結成を促した「港人治港」への言及を中英交渉のなかで減らした。八四年十一月の中英共同声明は「返還後の香港は高度の自治を享受する」と表現したにとどまり、「港人治港」は明記されなかつた。また、民主派の大規模なキャンペーン活動にもかかわらず、立法局への直接選挙の八八年導入は実現しなかつた。さらに、基本法の起草過程で中国側は返還後香港の自治を制限する姿勢を示した。⁽²¹⁾

後退気味の香港の民主化を一気に活性化させたのが八九年の天安門事件であつた。香港全域で香港の民主化の加速を求める声が高まるなかで、政治団体の結成は第二のピークを迎える。八九年には「香港民主促進会」(Hong Kong Democratic Federation)が、九〇年には「香港民主同盟」(United Democrats of Hong Kong)が誕生したのである。香港民主同盟は現段階における民主派最大の団体である。香港民主同盟は第一のピークで成立した民主派三団体が大同団結して結成された。指導者は民主派闘士として名高い李柱銘と司徒華である。香港民主同盟は急進的な民主化を主張しており、中国との対決姿勢が鮮明である。その会員には幹部クラスを含めて「香港市民支援愛国民主運動連合会」(Hong Kong Alliance in Support of the Patriotic Democratic Movement in China)に所属する者が多い。同会は天安門事件の際に現政権の打倒を掲げて結成された団体で、中国の民主化運動を積極的に支援した。このため、中国側は香港民主同盟との対話を拒否している。むろ一つの香港民主促進会は同盟より穩健な路線をとつて

おり、香港商工界の民主化支持者が結集した。会員には非華人系会員が多い⁽²³⁾。なお、第一のピークで誕生した三団体のうち、匯点と民主民生協進会は独自の活動を継続している。両団体は中国との対話を重視し、会員のなかには中国とのコミュニケーション・パイプとなりうる人材がいる。(表II-18)

天安門事件後、初めての選挙は九一年に実施された。返還後に向けて各機関の議員の任期を調整するため、九一年には区議会と市政局、立法局の三機関のすべてで選挙が実施された。天安門事件以後、政治団体の結成は保守派や香港左派にも広がった⁽²⁴⁾。このため、九一年選挙は諸政治勢力に対する香港人の選択を観察する絶好の機会となつた。とりわけ、立法局の史上初の直接選挙は香港人の民意の総決算として域内はもとより諸外国からも注目された。九一年は英國の香港領有百五十周年にあたる。香港人にとって立法局直接選挙は、香港の政治中枢への代表を自らが一票を投じて選ぶ歴史的選挙であつた。

選挙結果からみるかぎり、香港人の民主派に対する支持は大きい。区議会選挙・市政局選挙とともに民主派は非常な躍進を見せた(表II-19、20)。注目の立法局の直接選挙では一八議席中一五議席を民主派の政團体が獲得した。なかでも圧倒的な強さを見せたのが香港民主同盟である。香港民主同盟は区議会選挙では全議席の一〇・六%を獲得したにとどまつたが、市政局選挙では全議席の四〇・七%、立法局の直接選挙では全議席の六一・一%をそれぞれ獲得した。香港民主同盟のライバルと目された保守派の香港自由民主連会 (Liberal Democratic Federation of Hong Kong) は、区議会選挙では香港民主同盟とほぼ互角であった(候補者八九名のうち五〇名が当選)が、市政局選挙と立法局直接選挙では香港民主同盟に敗北を喫した。市政局選挙では香港民主同盟と議席を争つた四選挙区のうち三選挙区で敗北

表II-18 民主派の政治団体一覧

	成立年度	会員数	指導者	会員層	対中関係
匯 点	1983年1月	190	張炳良	知識人 ソーシャル・ワーカー	交流あり
太平山学会	1984年11月	100	衛慶祥	知識人 (特に医師、弁護士)	(活動停滞)
民主民生協進会	1986年10月	160	馮檢基	ソーシャル・ワーカー	交流あり
香港民主促進会	1989年10月	340	梁智鴻 マクレガー	商工界	中立 (一部急進派を含む)
香港民主同盟	1990年4月	520	李柱銘 司徒華	知識人 ソーシャル・ワーカー	中国側が 対話拒否

(出所) 会員数については、方華「香港政治団体易生難長」(『明報月刊』1991年4月号), 8ページ参照。

表II-19 区議会選挙への民主派の参加状況

	1985		1988		1991	
	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数
民 主 派	匯 点	4	4	23	17	13
	太平山学会	3	3	21	16	(公認候補なし)
	民主民生協進会	—	—	32	27	19
	香港民主同盟	—	—	—	—	80
	香港民主促進会	—	—	—	—	7
伝 統 團 体	公民協会	54	21	33	15	29
	革新会	33	17	7	2	(名簿未公開)

(出所) Joseph Y.S. Cheng, "The 1985 District Board Elections in Hong Kong," Joseph Y.S. Cherged, *Hong Kong in Transition*, Hong Kong, Oxford University Press, 1986, p.81; 『明報』1988年3月12日; 『華僑日報』1991年3月5日; 『資訊脈搏』19号, 1991年3月30日, 4ページ。公民協会は1955年, 革新会は1952年に成立。両団体は共に住民の福祉改善を主張。

第II章 香港—広東リンクージ

表II-20 兩市政局選挙への民主派の参加状況

		1983		1986		1989		1991	
		候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数
民 主 派	匯 点	1	1	4	2	3	1	1	1
	太平山学会	—	—	5	2	4	3	公認候補なし	
	民主民生協進会	—	—	—	—	5	4	2	2
	香港民主同盟	—	—	—	—	—	—	15	11
伝 統 團 体	公民協会	4	4	8	3	6	4	5	1
	革新会	3	3	5	2	2	2	2	2

(出所)『文匯報』1983年3月8日、1989年3月10日；『星島日報』1986年3月7日、3月8日；『明報』1986年3月6日、3月8日、1991年5月7日より筆者が作成。1983年度と89年度については筆者が確認できた分のみ掲載。

表II-21 立法局選挙への民主派の参加者状況

	選挙団別選挙		直接選挙
	1985	1988	1991
匯 点	1	1	3 (2)
太平山学会	2	1	
民主民生協進会		[1]	3 (1)
香港民主同盟	[1 (1)]	[1]	14 (12)
香港民主促進会		[1 (1)]	1

(注) () 内は当選者数。[] 内は当該団体成立以前に選挙に参加した現メンバーの数。

(出所)『星島日報』1985年9月27日、1988年9月23日；拙稿『アジアトレンド』1991-IV号(No.56)、6ページ；数字は候補者数。

し、立法局直接選挙では香港自由民主連会の議席獲得はゼロであった。なお、立法局の間接選挙では政治団体のなかでは、香港自由民主連会が最多の四議席を獲得した。民主派は香港民主同盟と香港民主促進会とともに二議席を獲得した。(表II-21)

4 民主派の意義と限界

以上のように一九八〇年代より台頭した民主派政治団体は、区議会・市政局・立法局を舞台に活発な政治参加を果たした。その勢力浸透は区議会より始まり、市政局や立法局へ及んでいった。民主派の台頭は香港社会に対してもたらしたのであろうか。返還を前にして香港人の民意の伝達者たりうる政治勢力が現われたことの意義は大きい。香港人が九七年以降、中国の主権下においても自身の自主性を保持しようとするとなるならば、香港人は中国をはじめとする外部世界に向けて自身の声を伝えねばならない。九一年も五万八〇〇〇人の海外移民が予想される香港社会で、あえて香港にとどまつて政治参加の道を選ぶ民主派の存在は貴重である。

立法局の直接選挙における民主派の圧勝は立法局自体の変化を促している。民主派は圧倒的な選挙実績を背景にして積極的に野党的な役割を演じている。議員就任式ではほぼ全議員が香港人に対しての忠誠を誓つた。従来、立法局では親政府的な委任議員がコンセンサス方式で議事を進行したが、直選挙以降、民主派が他派と意見の衝突を起こすことがしばしばみられる。また、十二月四日の会議

では政府に対する歴史的な反対動議が採択された。特別行政区の終審裁判所の雇用する外国人判事数は中英協議以上に弾力性をもたせるべきだと立法局は決議したのである。

このほか、民主派は「港人治港」の実現に向けての改革を積極的に提起した。例えば、選挙直後の九月十七日に、李柱銘をはじめとする香港民主同盟代表はウィルソン総督(Sir David Wilson)に面会して同盟の推薦する二〇名の名簿を渡し、選挙における各政治団体の得票数に応じて立法局委任議員と行政局議員を指名するよう要求した。これは従来、総督に一任されていた議員委任権への挑戦である。さらに、民主派は九五年の立法局の直接選挙選出議席を三〇議席とすることを主張した。九五年の立法局はその構成が基本法の関連規定に合致すれば、九七年からの第一期立法会(返還後の立法機関)として承認される。基本法が定める第一期立法会の直接選挙選出議席は二〇議席であり、民主派の主張は基本法との整合に齟齬を生じる。

このような民主派の性急な動きに対し、香港社会では対中関係の緊張を憂慮する声が生じつつある。対中関係の悪化は香港経済にとってマイナスである。「生活の防衛」が大きな価値を占める香港社会で、民生を犠牲にしてまでの民主化に香港人がどこまで賛同するかは疑問である。

さらに香港と中国との経済的な相互依存関係は民主化の処方箋を複雑なものとしている。天安門事件後、李柱銘は米国議会に対中制裁を訴えた。しかし、対中制裁が実施された場合、被害を受けるのは香港経済である。近隣の珠江デルタに投資する香港企業のみならず、香港の中継貿易全体が影響を受ける。この事実は、民主化の処方箋を難しいものとしている。香港は経済の論理から、民主化の進展に制限を受けていた。中国を無視しては現在の経済的繁栄を維持できないからである。

このほか、香港民主同盟に対し問題点が指摘されている。一つはその対中関係の悪さである。反中国の旗を掲げる「香港市民支援愛国民主運動連合会」との関係が密接なことから、中国側は香港民主同盟との対話を拒否している。返還後も香港での政治活動を続けるのであれば、中国との交流は必要である。しかし、香港民主同盟出身の立法局議員は、議員の職務を遂行しながら香港市民支援愛国民主運動連合会会員としてその活動に参加すると宣言している⁽²⁵⁾。このため、香港民主同盟の政治的将来は困難が予想される。もう一つは香港民主同盟と一般庶民との意識のズレである。香港民主同盟の意志決定は香港の民意を必ずしも反映していないと、香港左派は批判する。香港民主同盟は返還以降、香港人が難民となつた際に諸外国から受け入れてもらうため、ベトナム難民の強制送還には難色を示している。また、返還以降民主派人士が安易に処刑されることがないように「死刑廃止」を支持した。これは「一九九七年以後も香港の民主を守る」との観点からの方針であった。しかし、これはベトナム難民受入れによる財政負担増を憂慮し、「死刑復活」による治安悪化への歯止めを願う一般市民の声を香港民主同盟は反映していないという指摘である⁽²⁶⁾。

したがつて、今後の香港の経済発展と対中関係の進展いかんによつては、民主派に対する香港人の支持が後退しないともかぎらない。九一年立法局直接選挙の投票率は当初の五割の予想を下回り三九・二%にとどまつた⁽²⁷⁾。投票しなかつた「沈黙する多数派」が九五年選挙でどのような選択をみせるか注目される。

民主派に代わる選択肢は、保守派と香港左派である。保守派も香港左派も政治団体を組織して、民主派と同様に選挙への参加経験を積んでいる。両派は中国に配慮した稳健な「管理された民主化」を

指向している。両派が「管理された民主化」の舵取りを担う可能性はけつして少なくない。両派は香港の民主化に関しては現段階ではこれを肯定している。したがつて、民主派と両派の最大の相違点は対中姿勢である。両派は香港の安定を重視し中国との協調を打ち出している。特に、香港左派はかつてのような中国に対する絶対的服従者ではない。若手活動家の一部は、天安門事件時に中国に対する批判的態度をみせた。彼らは香港左派の新時代の旗手であることを強調して、立法局選挙でも健闘した。くわえて、返還後の状況を考慮して有力な財界人が親中国的姿勢をみせている。新界の伝統勢力の法定諮詢機関である郷議局（Heung Yee Kuk）も新界の土地権益を返還後も維持するために、中国に對して友好姿勢をとつていている。

返還後まで視野に入れると、基本法もまた民主派の行動を制約する。一つは立法会議員の権限の制約である。特別行政区政府において、その長である行政長官には総督と同等の権限が集中している。一方、立法会の権限は、現在の立法局よりも厳しい制限を受けている。立法局議員は公共支出に関する提案を行なう際、総督の書面による同意を必要とする。しかし、返還後の立法会においては、議員は政治体制または政府の管理運営に関する提案提出の際も、公共支出と同様に行政長官の同意が必要である。もう一つは立方会内の議員の勢力分布の問題である。確かに基本法は返還後の香港人の政治参加の段階的拡大を明記している、立法会において、直接選挙による選出議席数は第一期立法会（一九七九年）が二〇議席、第二期立法会（一九九九～二〇〇三年）が二四議席、第三期立法会（二〇〇三年～二〇〇七年）が三〇議席と規定された。しかし、立法会の定員は六〇名であり、残りの議席は選挙委員会（選出は第二期立法会まで）と職業団体による間接選挙で選ばれる。選挙委員会や職業団体の選出方法は

あいまいである。中国政府の干渉しだいでは、間接選挙で親中國的な議員が意図的に多数選出されて、彼らが直接選挙によつて選出された民主派の対抗勢力となる可能性がある。

最後に、香港の民主派は、今後どのような展開をとげるのであろうか。香港の民主派が政治権力の奪取をのぞまず、香港の民意の伝達者に徹するのであれば活路は存在する。返還後も香港にとどまる人々が中国の人治の伝統に対する不信感をぬぐいされない以上、香港社会には現状維持のためには民主化が必要であるとのコンセンサスが存在する。香港人は性急な民主化を対中関係の緊張から危惧するが、中国側が香港の民主化に過度に干渉することも望まない。仮に中国が香港の民主化のシンボルである民主派を圧殺すれば、香港の民心の動搖は必至である。民主派が香港人の民意を果敢に代表するかぎり、香港社会は民主派に対して一定の支持を与え、中国もその存在を容認するであろう。

中国を牽制するのは香港の民心のみではない。諸外国の香港に対する関心は中国に対する牽制力となりうる。諸外国は華南経済圏の発展を牽引する香港の経済的活力の重要性を認識しつつある。また、天安門事件以後、国際社会は中国の人権状況に関心を寄せている。実際に、香港人移民を数多く抱えるカナダや、人権問題に敏感な米国は香港の民主化への関心を示しはじめている⁽²⁸⁾。このような状況のもとで、中国が香港の民心を動搖させて香港經營に失敗すれば、中国の国際的な信用は著しく失墜する。これは諸外国からの資金の流入を滞らせ、中国の開放政策の進展を阻害することになる。

以上より、返還に向けて香港の民主化は、民主派の急進と中国の過度の干渉を避けつつ安定的な発展をとげるであろう。返還後も香港人の政治参加は制度的には容認されている。したがつて、毎回の選挙ごとに香港人は投票行動を通じてその民意を表現することができる。しかし、「一党独裁」という

鳥籠のなかで香港の「民主」の鳥をはばたかせることは容易ではない。「港人治港」の実現に向けて香港人は民主派を軸に長い道程の第一歩を踏みだしたのである。

注(1) 「明報」一九八一年一月十五日。香港の地方行政については、張炳良「『地方行政模式』——一個政治結構性的分析」(鄭宇碩編『過渡期的香港』、香港、三聯書店、一九八九年)、三八〇六六ページ、および黃國華「地方行政制度」(鄭宇碩編『香港政制及政治』、香港、天地圖書公司、一九八七年)、一一八〇一八二ページ参照。

(2) 「明報」一九八一年一月十五日。

(3) 一九八二年選挙では一人区が二人区より多かつたが、八五年選挙から二人区が多い。

(4) 従来は中学卒業以上の学歴をもつこと、英國籍であること、直接税の納入者であるなど、種々の制限があった。市政局が区議会のように複数の選挙区をもつようになったのは、八三年選挙からである。

(5) 「明報」一九八四年七月十九日、「星島日報」一九八五年九月二十六日、二十七日。

(6) 「明報」一九八八年二月十一日。

(7) 「香港年鑑」、華僑日報社、一九九一年、三編七ページ

(8) 沢田ゆかり「アジアの結節点・香港」(小島麗逸編『香港の工業化——アジアの結節点』、アジア経済研究所)、二五六～二五七ページ。

(9) Lau Pui-King, "Economic Relations between Hong Kong and China," Joseph Y. S.Cheng ed., *Hong Kong in Transition*, Hong Kong, 1986, p.236.

(10) 可児弘明「香港の歴史と風土」(可児弘明編『わかつ知りたい香港』、弘文堂、一九八四年)、三八〇ページ。

(11) 辻伸久「香港の言語問題」(可児弘明編『香港および香港問題の研究』、東方書店、一九九一年)、一六〇ページ。

- (12) 香港大衆文化に關しては、香港文學を論じた、金文京「香港文學瞥見」（可児弘明編『香港および香港問題の研究』、東方書店、一九九一年）を參照すべし。
- (13) 可児弘明、前掲書、三七～三八ページ。
- (14) 加々美光行「民主主義浮上の道——過渡期の香港・台灣」（『中國研究月報』総四四五号、一九八五年三月）、五一～五九～六六ページ。
- (15) 郭少棠「從『中文成為法定語文運動』到『第二次中文運動』」（『香港——轉型期的社會』、大學出版印務、一九八一年）、五一～五九～六六ページ。
- (16) 尖閣列島は中国語圏では釣魚台列島と呼ばれる。
- (17) 中国系企業は他の外資系企業に比べて地元出身者の役職が少ない。一方、中国の所得水準が低いため、大陸幹部の給料が部下の香港人職員よりも少なくなる。このため、大陸幹部の汚職や過度の接待が目立つこともあり、嫌気された香港人幹部が二、三年で辞めていくことが多い。
- (18) 台湾の故・蔣経國總統に訪中解禁を助言したのは李光耀（当時）と言われている。岡部達味『中国近代化の政治経済学——改革と開放の行方を読む』、P.H.P研究所、一九八九年、一二二三～一二四ページ。
- (19) 拙稿「香港の区議会選挙分析」（可児弘明編『香港および香港問題の研究』、東方書店、一九九一年）、一一六～一一八ページ。
- (20) 香港民主同盟は李柱銘と司徒華が一九八五年、八八年ともに当選。民主促進会も同様に梁智鴻とマクレガー（J.D. McGregor）が八五年、八八年ともに当選する。
- (21) 戸張東夫「香港特別行政区基本法とへ一國家二制度」（可児弘明編『香港および香港問題の研究』、東方書店、一九九一年）、四三～四六ページ。
- (22) 『華僑日報』一九九〇年四月九日および香港民主同盟創会慶典（一九九〇年四月二十三日）のパンフレット。
- (23) 香港民主促進会の勧誘パンフレット（一九九〇年夏）より。
- (24) 天安門事件以後成立した政治団体には、保守派の代表格である「香港自由民主連会」、新界の伝統勢力を支持基

盤といわゆ「穩定香港協会」、有力財界人で構成され親中国的な「新香港連盟」、香港左派の新世代である「港人論壇」がある。

- (25) 「華僑日報」一九九一年九月二十一日。
- (26) 『大公報』一九九一年九月十七日、古庭輝「釋載迫眉睫 冷眼論英雄」(『鏡報月刊』一九九一年七月号)、八八一シ。
- (27) 『東方日報』一九九一年九月十六日。
- (28) Stacy Mosher, "Declaring an interest," *Far Eastern Economic Review*, Vol.151, No.24, 13 June 1991.